

令和 8 年熊本地震により被災された方の

一部負担金等の支払いを免除します

中建国保では被災者の方の実情をふまえ、以下の対象となる方が保険医療機関の窓口で要件を満たしていることを申し出ることで、令和 8 年 11 月末までの保険診療、調剤、訪問看護について、一部負担金・利用料の支払いを免除することとしました。

※一部負担金とは、病院等を受診した際に治療に要した費用のうち、皆さんが窓口で支払う金額のことです。

【対象となる方】

下記の 2 つの要件のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 令和 8 年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- (2) 令和 8 年熊本地震による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する中建国保の被保険者であること。

なお、上記に示す要件については、厚生労働省の通達により市町村国保等の被保険者の取り扱いを含めた記載となっていますが、中建国保の組合員に関しては、「建設業に従事する者」（中央建設国民健康保険組合規約第 6 条）とする規定に基づき、引き続き中建国保に加入し、建設業を継続することが前提となることにご留意ください。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせください。